

雇用保険法の主な変更点

Q、最近、失業給付に関する見直しが行われたそうですが、どのような内容ですか。

A、次の2点について説明します。

①被保険者期間の算定方法の改正【離職日が令和2年8月1日以降】

▶ 雇用保険の被保険者が離職し、失業給付の基本手当を受けるためには原則として、離職日以前の2年間に被保険者期間が通算して12か月以上必要です(特定受給資格者及び特定理由離職者の場合は離職日以前1年間に被保険者期間6か月以上)。

この被保険者期間について、改正前は賃金支払基礎日数が11日以上ある月を1か月として計算し、10日以下の場合には算入されませんでした。しかし、改正後は賃金支払基礎日数が10日以下の月であっても、その月の賃金支払いの基礎となった労働時間が80時間以上である場合には、被保険者期間1か月として計算することになりました。ただし、この取扱いはあくまで従来の被保険者期間に満たない場合に限って補完的に適用することになります。

②給付制限期間の短縮【離職日が令和2年10月1日以降】

▶ 正当な理由なく自己都合により退職した場合、失業等給付のうち基本手当は待期期間(7日間)の満了後、3か月は給付制限期間として支給されません。この自己都合による給付制限期間が、5年間のうち2回までは2か月に短縮されました。

給付制限期間は「1箇月以上3箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間」とされ、業務取扱要領の改正として運用されます。

なお、失業給付以外にも令和2年8月から、基本手当日額、高年齢雇用継続給付、育児・介護休業給付の支給限度額の上限額・下限額が変更となっています。